



3 保疾第 155 号
令和 3 年（2021 年）5 月 19 日

社会福祉法人 長野いのちの電話
理事長 山田 祐司 様

長野県知事 阿 部 守



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

（有効期間）

令和 3 年 5 月 20 日 から 令和 8 年 5 月 19 日 まで